（地方防衛局組織規則の一部改正）

第二条　地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（部次長） **第八条**　地方防衛局（北海道防衛局、東北防衛局、南関東防衛局及び沖縄防衛局を除く。）の企画部、北海道防衛局、東北防衛局、北関東防衛局、中国四国防衛局及び九州防衛局の調達部並びに南関東防衛局、九州防衛局及び沖縄防衛局の管理部に、それぞれ次長一人を、東北防衛局及び南関東防衛局の企画部並びに南関東防衛局及び近畿中部防衛局の調達部に、それぞれ次長二人を、沖縄防衛局の企画部及び調達部に、次長三人を置く。 **附　則** （労務管理官の職務の特例） **第三条**　労務管理官は、第三条第二項に規定する事務のほか、令和五年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。 （地方防衛局総務部の所掌事務の特例） **第四条**　地方防衛局総務部（南関東防衛局及び沖縄防衛局を除く。）は、第四条に規定する事務のほか、令和五年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。	（部次長） **第八条**　地方防衛局（北海道防衛局、南関東防衛局及び沖縄防衛局を除く。）の企画部、北海道防衛局、東北防衛局、北関東防衛局、中国四国防衛局及び九州防衛局の調達部並びに南関東防衛局及び沖縄防衛局の管理部に、それぞれ次長一人を、南関東防衛局の企画部並びに南関東防衛局及び近畿中部防衛局の調達部に、それぞれ次長二人を、沖縄防衛局の企画部及び調達部に、次長三人を置く。 **附　則** （労務管理官の職務の特例） **第三条**　労務管理官は、第三条第二項に規定する事務のほか、平成三十五年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。 （地方防衛局総務部の所掌事務の特例） **第四条**　地方防衛局総務部（南関東防衛局及び沖縄防衛局を除く。）は、第四条に規定する事務のほか、平成三十五年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第十一　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける事務官等のうち再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

ロ　医療職俸給表(三)

組織の区分＼職務の級の区分	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校						五	四
陸上自衛隊						一	一
航空自衛隊						一	
防衛医科大学校	人	人	人	五人	二人	五人	人
航空自衛隊					二	五	

別表第十一　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける事務官等のうち再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

ロ　医療職俸給表(三)

組織の区分＼職務の級の区分	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校						四	四
陸上自衛隊						一	一
航空自衛隊						一	
防衛医科大学校	人	人	人	人	二人	五人	人
航空自衛隊					二	三	